

令和3年度信玄公生誕500年記念事業
信玄公生誕500年記念イベント企画実施等業務委託仕様書

本仕様書は、信玄公生誕500年記念事業実行委員会（以下「甲」という。）が発注する「信玄公生誕500年記念イベント企画実施等業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

信玄公生誕500年記念イベント企画実施等業務

2 業務目的

郷土の英雄、武田信玄公が生まれて今年で500年の節目を迎えることから、その功績を次世代に引き継ぐとともに、これをフックとして、県内への誘客、周遊を促し、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大により大きな打撃を受けている県内観光産業の反転攻勢に向け、記念すべき年のクライマックスにふさわしいイベントの企画立案、実施等を行うことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年12月28日（火）まで

4 業務概要

乙は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 記念イベントの企画立案
- (2) 記念イベント実施計画（スケジュール等）の策定
- (3) 記念イベントの開催準備及び運営（設営・撤去等含む）
- (4) 記念シンポジウムの開催準備及び運営（設営・撤去等含む）
- (5) 信玄公生誕ウィーク期間（10月22日～11月7日）に開催される各市町村・関係団体のイベントとの連携・協力
- (6) 広報関係

5 業務内容

(1) 記念イベントの企画立案

○企画概要

- ・乙は、信玄公生誕500年という記念すべき年のクライマックスを盛り上げ、次年度以降の信玄公祭りにつなげるイベントを企画するものとし、事業計画書を作成し、甲と協議の上、事業を実施するものとする。
- ・乙は、新型コロナの感染状況が悪化した場合にも対応できる代替イベントも含め

て企画を提案するものとし、具体的な感染防止対策を示しながら、記念イベントを効果的に実施するための工夫がなされた企画内容を提案するものとする。

- ・企画内容については、信玄公の生誕500年という記念の年のクライマックスを県内外に広く周知して盛り上げるものとし、イベント開催までの間、多くの目に触れられようとするPR手法を取り入れるなど、様々な媒体を活用して効果的な発信を図るものとする。
- ・全県を挙げて信玄公生誕500年を盛り上げるよう、信玄公との関わりの濃淡にかかわらず、27市町村が参画できる機会を取り入れるものとする。
- ・来場者がイベントに参加し、楽しむことができるよう、可能な限り体験型のイベントを取り入れた企画をするものとする。
- ・信玄公にゆかりのある関連史跡や周辺施設、中心商店街等への周遊など、イベントの滞在時間を長くする企画を取り入れるものとする。
- ・「信玄公生誕500年記念映像コンテンツ」や甲の特定事業実施委員会で製作した「信茂と勝頼」を効果的に発信するPR手法を取り入れるものとする。
- ・乙は、信玄公生誕500年記念事業として甲が制作した信玄公生誕500年ガイドブックやのぼり旗、ポスター、ロゴマークを効果的に活用するものとする。
- ・そのほか、乙は、効果的な発信が図られるもので、信玄公生誕500年のクライマックスにふさわしい企画を提案できるものとする。

○イベントの開催時期（日程等）

- ・イベントの開催時期（日程等）については、信玄公生誕500年を盛り上げられるよう、2021年（令和3年）11月6日（土）の1日程度とする。
- ・県内での滞在時間が長くなるよう開催時間の設定についても工夫を加えること。

○イベントの開催場所

- ・開催場所について、武田信玄公の生誕の地である甲府市の中心部（屋内もしくは屋外、またはその両方）とし、企画内容に合わせ、乙が提案するものとする。
- ・乙は、開催場所の仮予約、本予約等の調整（費用支払含む）を行うものとする。
- ・開催にあたっては、山梨県の新型コロナ感染防止施策に基づき、開催場所で示している定員等の条件を遵守するものとする。

（2）記念イベント実施計画（スケジュール等）の策定

- ・乙は、（1）にて企画したイベントについて、スケジュール実施計画を策定するものとする。

（3）記念イベントの開催準備及び運営（設営・撤去等含む）

- ・乙は、記念イベントの準備及び当日の運営（設営・撤去等含む）の全般を行うものとする。
- ・乙は、記念イベントの運営に際し、必要な記録（写真撮影、録画、録音等）を行

うものとする。

(4) 記念シンポジウムの開催及び運営（設営・撤去等含む）

○企画概要等

- ・信玄公生誕500年という記念すべき年に、郷土の英雄、武田信玄公の功績を次世代に引き継ぎ、また、再認識するため、甲が別途指示する専門家を招いた記念シンポジウムを開催するものとする。
- ・乙は、記念シンポジウムの開催準備及び当日の運営（設営・撤去等含む）の全般を行うものとする。
- ・乙は、記念シンポジウムの運営に際し、必要な記録（写真撮影、録画、録音等）を行うものとする。
- ・開催経費、専門家報酬及び会場使用料で1,000千円程度を想定。

○記念シンポジウムの開催時期（日程）

- ・開催時期（日程）については、後日開催する記念イベントを盛り上げられるよう、2021年（令和3年）11月3日（水）の1日程度とする。

○記念シンポジウムの開催場所

- ・甲が別途指示する。

(5) 信玄公生誕ウィーク期間（10月22日～11月7日）に開催される各市町村・関係団体のイベントとの連携・協力

- ・信玄公生誕ウィークを盛り上げ、全県に信玄公生誕500年の機運を波及させるため、期間中開催される市町村や関係団体のイベントと連携・協力を図ることとする。

(例) 各イベントへの出展、PR 等

(6) 広報関係

- ・乙は、実行委員会実施事業、信玄公生誕ウィーク、記念イベント等を県内外そして幅広い世代に広く周知することのできるよう、テレビ、新聞、ラジオ、情報誌、SNSなど効果的な広報媒体を活用した情報発信を行うものとする。
- ・新型コロナウイルスの感染状況により、対象・手法は甲乙協議する。

6 事業完了後の実績報告について

- ・乙は、業務が完了したとき（中止したときを含む。）は、契約書に基づき、委託業務の成果を記載した実績報告書を作成し速やかに甲へ提出するものとする。実績報告書には、業務に付随して収集した記録を添付（CD-R等の記録媒体）するものとする。

7 著作権等

- ・イベントに使用する映像・音楽等がある場合には、その著作権・肖像権の許可など、権利関係の処理は、甲が提供したものを除き、乙が行うものとする。これらに関する紛争が生じた場合は、甲に協議の上、乙は責任をもって対応すること。
- ・その他、乙が甲に納入した成果品が第三者の著作権を侵害する場合においても、当該成果品に係る著作権について当該第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを委託者に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- ・業務に係る成果品の著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。）は甲に帰属するものとする。
- ・業務内で作成した各種コンテンツがある場合は、甲の特設サイト、印刷物での二次使用、会議資料等への掲載等を行う場合がある。甲が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、乙は制作に当たって必要な許諾を得るものとする。
- ・委託料には、デザイン企画・設計に係る著作権その他一切の権利関係の整理に係る費用を含むものとする。

8 その他

- ・乙は、業務の実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため、甲と密接な関係を保ち作業を推進すること。また、作業の内容について疑義が生じた場合は、甲はその都度、状況の報告を求めることができるものとする。
- ・乙は、業務中の事故等不慮の事態に備え出演者、出展者、運営スタッフ等の関係者に対し、傷害保険や生産物賠償責任保険等の必要な保険に、必要に応じて加入するものとする。
- ・乙は、業務実施にあたり、可能な限り廃棄物の発生抑制を優先するとともに、再使用、再利用等循環的な利用を行うものとする。
- ・乙は、本業務で知りえた業務上の秘密を業務完了以後も保持しなければならない。
- ・乙は、契約書及び委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項について、その都度、甲と協議のうえ処理するものとする。